



平成 30 年 2 月 5 日
総合政策局安心生活政策課

第 7 回「移動等円滑化のために必要な旅客施設 又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を開催します

第 7 回検討委員会では、公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインについて一定の結論出すこととします。

国土交通省では、平成 28 年度及び 29 年度において交通分野の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、これまでに 6 回開催して、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」及び「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の見直しについて検討を進めてきました。

第 7 回検討委員会では、これまで別途検討してきたバリアフリー整備ガイドライン改定検討委員会での検討結果を踏まえ、一定の結論を出すこととします。

記

1. 日 時 : 平成 30 年 2 月 7 日 (水) 14:00~16:00
2. 場 所 : 都道府県会館 101 会議室
3. 議 題 : 1) 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインについて
2) その他
4. 委員名簿 : 別紙のとおり
5. 取材等 : 会議は非公開ですが、冒頭のみカメラ撮り可能です。希望される方は、当日 13:50 までに会場へお越しください。なお、会議資料の配付を希望される方は、会議終了後、安心生活政策課までお越しください。
議事概要等については、後日、国土交通省のホームページにて公開します。

<問い合わせ先>

総合政策局安心生活政策課 佐藤、渡部、武井
代表 : 03-5253-8111 (内線 25503、25514)
直通 : 03-5253-8306
FAX : 03-5253-1552